

議案第 3 1 号

臨時代理の承認について

上記の議案を提出する。

令和 5 年 4 月 2 8 日

提出者 調布市教育委員会

教育長 大和田 正 治

提案理由

調布市武者小路実篤記念館条例施行規則の一部を改正する規則について、教育長が臨時代理により処理したので、調布市教育委員会の権限委任等に関する規則第 4 条第 2 項の規定により、提案するものです。

臨時代理の承認について

別紙のとおり，臨時代理により処理したので報告し，承認を求めます。

臨 時 代 理 に つ い て

調布市教育委員会の権限委任等に関する規則第4条第1項の規定により、調布市武者小路実篤記念館条例施行規則の一部を改正する規則を次のとおり臨時代理により処理する。

令和 5 年 3 月 3 0 日

調布市教育委員会

教育長 大和田 正 治

調布市教育委員会規則第 7 号

調布市武者小路実篤記念館条例施行規則の一部を改正する規則

調布市武者小路実篤記念館条例施行規則（昭和60年調布市教育委員会規則第8号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項各号列記以外の部分中「第10条」を「第11条」に、「第3条の2」を「次条」に改め、同条第3項中「第2条」を「前条」に改める。

第3条の3の見出し中「共通入場券」を「共通入館券」に改め、同条第1項中「東京の美術館・博物館等共通入場券実行委員会が発行する共通入場券」を「ぐるっとパス実行委員会が発行する共通入館券」に改め、同条第2項中「共通入場券ぐるっとパスの半券を提出」を「共通入館券ぐるっとパスのQRコードを提示し認証を完了」に改める。

第8条中「第7条に規定する」を「前条の」に改める。

第9条中「条例別表第2」を「条例別表第2項」に改める。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

調布市武者小路実篤記念館条例施行規則の一部を改正する規則新旧対照表

改正後	改正前
<p>○調布市武者小路実篤記念館条例施行規則 昭和60年 8月15日教育委員会規則第 8号 改正 略</p>	<p>○調布市武者小路実篤記念館条例施行規則 昭和60年 8月15日教育委員会規則第 8号 改正 略</p>
<p>第1条 略</p>	<p>第1条 略</p>
<p>第2条 略</p>	<p>第2条 略</p>
<p>(記念館の入場に係る利用料金の減額又は免除)</p>	<p>(記念館の入場に係る利用料金の減額又は免除)</p>
<p>第3条 条例第11条の規定による入場に係る利用料金(以下「入場利用料金」という。)の減額又は免除(次条、第3条の3及び第3条の4に規定するものを除く。次項及び第3項において同じ。)は、次の各号に掲げるところによる。</p>	<p>第3条 条例第10条の規定による入場に係る利用料金(以下「入場利用料金」という。)の減額又は免除(第3条の2、第3条の3及び第3条の4に規定するものを除く。次項及び第3項において同じ。)は、次の各号に掲げるところによる。</p>
<p>(1) 国又は地方公共団体が公益の目的のために使用するとき 免除</p>	<p>(1) 国又は地方公共団体が公益の目的のために使用するとき 免除</p>
<p>(2) 小学校の児童又は中学校若しくは高等学校の生徒及びその引率教諭等が授業のために使用するとき 免除</p>	<p>(2) 小学校の児童又は中学校若しくは高等学校の生徒及びその引率教諭等が授業のために使用するとき 免除</p>
<p>(3) 市内に在住する65歳以上の者、身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)の規定による身体障害者手帳を所持する者、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)の規定による精神障害者保健福祉手帳を所持する者又は東京都愛の手帳交付要綱(昭和42年民児精発第58号)の規定による愛の手帳を所持する者が使用するとき 免除</p>	<p>(3) 市内に在住する65歳以上の者、身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)の規定による身体障害者手帳を所持する者、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)の規定による精神障害者保健福祉手帳を所持する者又は東京都愛の手帳交付要綱(昭和42年民児精発第58号)の規定による愛の手帳を所持する者が使用するとき 免除</p>
<p>(4) 前号に掲げる者が付添人を必要とする場合で、当該付添人が付添いのために使用するとき 免除</p>	<p>(4) 前号に掲げる者が付添人を必要とする場合で、当該付添人が付添いのために使用するとき 免除</p>
<p>(5) 前各号に掲げるもののほか、委員会が必要と認めたとき 委員会が必要と認める額を減額又は免除</p>	<p>(5) 前各号に掲げるもののほか、委員会が必要と認めたとき 委員会が必要と認める額を減額又は免除</p>
<p>2 前項の規定により入場利用料金の減額又は免除を受けようとする者は、前条第1項の手續前にその旨を申し出て、委員会の承認を受けなければならない。この場合において、減額を申し出るときは、減額後の入場利用料金を添えて申し出なければならない。ただし、前項第5号のうち、委員会</p>	<p>2 前項の規定により入場利用料金の減額又は免除を受けようとする者は、前条第1項の手續前にその旨を申し出て、委員会の承認を受けなければならない。この場合において、減額を申し出るときは、減額後の入場利用料金を添えて申し出なければならない。ただし、前項第5号のうち、委員会</p>

改正後	改正前
<p>が認める場合は、この限りでない。</p> <p>3 <u>前条</u>第2項の規定にかかわらず、委員会は、前項の減額又は免除の申出を承認したときは、減額又は免除の旨の表示をした入場券を交付する。ただし、第1項第5号のうち、委員会が認める場合は、この限りでない。</p> <p>第3条の2 略</p> <p>(<u>共通入館券</u>ぐるっとパス所持者の入場利用料金の免除)</p> <p>第3条の3 <u>ぐるっとパス実行委員会が発行する共通入館券</u>ぐるっとパスを所持する者が使用するときは、入場利用料金を免除することができる。</p> <p>2 前項の規定により入場利用料金の免除を受けるときは、入場するときに係員に<u>共通入館券ぐるっとパスのQRコードを提示し認証を完了</u>しなければならない。</p> <p>第3条の4～第7条 略</p> <p>(特別撮影の利用に係る承認)</p> <p>第8条 委員会は、<u>前条</u>の申請について、その利用を承認したときは、特別撮影利用承認書(第3号様式)を当該申請をした者に交付する。</p> <p>(特別撮影の利用料金の上限額)</p> <p>第9条 <u>条例別表第2項</u>に規定する規則で定める額は、別表に定めるところによる。</p> <p>以下 略</p>	<p>が認める場合は、この限りでない。</p> <p>3 <u>第2条</u>第2項の規定にかかわらず、委員会は、前項の減額又は免除の申出を承認したときは、減額又は免除の旨の表示をした入場券を交付する。ただし、第1項第5号のうち、委員会が認める場合は、この限りでない。</p> <p>第3条の2 略</p> <p>(<u>共通入場券</u>ぐるっとパス所持者の入場利用料金の免除)</p> <p>第3条の3 <u>東京の美術館・博物館等共通入場券実行委員会が発行する共通入場券</u>ぐるっとパスを所持する者が使用するときは、入場利用料金を免除することができる。</p> <p>2 前項の規定により入場利用料金の免除を受けるときは、入場するときに係員に<u>共通入場券ぐるっとパスの半券を提出</u>しなければならない。</p> <p>第3条の4～第7条 略</p> <p>(特別撮影の利用に係る承認)</p> <p>第8条 委員会は、<u>第7条に規定する</u>申請について、その利用を承認したときは、特別撮影利用承認書(第3号様式)を当該申請をした者に交付する。</p> <p>(特別撮影の利用料金の上限額)</p> <p>第9条 <u>条例別表第2</u>に規定する規則で定める額は、別表に定めるところによる。</p> <p>以下 略</p>

附 則 (令和5年3月30日教委規則第7号)
この規則は、令和5年4月1日から施行する。